火災とまぎらわしい煙り
または火災を発するおそれ
のある行為は消防長(町長)
に届け出ましょう

広報 瀬戸

発行所　愛媛県西宇和郡瀬戸町役場
編集　総務課
TEL　瀬戸局(代表)111
(市外局番089452)
四ツ浜支所　TEL　大久局　1
(市外局番089453)

参議院議員通常選挙は 六月二十七日です

必ず投票致しましょう

◇不在者投票の制度改正

不在者投票は、仕事や病気などの一定の事由で投票日に投票所へ行って投票をすることができない人のために前もって投票ができるように特別に設けられた制度です。

従来は、不在者投票を行なう場合には、権限のある証明権者の作成した「不在者投票事由証明書」が必要とされておりましたが、この証明書は不必要になり、代って、選挙人本人の「宣誓書」による制度に改められました。

選挙権は、私達の大切な権利です。手続をよく理解していただき、この制度の正しい活用をして下さい。

◇不在者投票の事由

不在者投票は、一般投票の例外をなす特別な制度でありますので、一定の事由に該当することが必要です。不在者投票理由の主なものは次のとおりです。

1、投票当日、自分の投票区の区域外のところで仕事に従事中である場合。

【例】①会社、官庁などで仕事で出張中の場合

②他市町村へ出稼ぎにでている場合

③自家営業（漁業、商業など）の仕事に従事中である場合

2、やむを得ない用務、事故のため他市町村に旅行中又は滞在中である場合。

【例】次の事例は、やむを得ない用務に該当するものとされております。

①新婚旅行に行く場合

②農協などの団体で積立金によって旅行する場合

③子弟の修学旅行に父兄が付添って旅行する場合

④彼岸、命日等で墓参に行く場合

⑤病人の看護のため他市町村に滞在中の場合

なお、事故としては、交通事故などのため他の市町村の病院に入院中の場合などがあります。

3、病気、負傷、お産などのため歩くことが非常に困難である場合。

【例】①病院に入院中又は老人ホームに入院中の者で歩くことが困難な場合

②現在は歩行が容易であるが、投票日には手術或いはお産などのために歩くことが困難となる場合

③老齢のため、投票日が雨天の場合は、歩行が困難であるので、晴天のときに前もって投票しておくような場合。

4、県の議会議員の選挙区（自分の投票区のある）の区域外に住所を移し、キ

【例】県議会議員の選挙は郡市の区域によることになっておりますので、西宇和郡から喜多郡内の町村或いは八幡浜市へ住所を移転したような場合が該当します。

この事由によって不在者投票が出来るのは、「国と県」の選挙に限られます。（市町村の選挙については、他市町村へ住所を移転すると選挙権がなくなります）。

◇不在者投票の手続

不在者投票は選挙の告示があった日から、投票日の前日までの間に次のような手続きで行なうことができます。なお、他の市町村などに滞在の地で不在者投票をする場合は、早目に手続をして下さい。

1、選挙人名簿登録地（瀬戸町）の市町村で行なう場合。

①印鑑と「宣誓書」をもって瀬戸町の選挙管理委員会に行って不在者投票の請求をして下さい。なお、宣誓書の用紙は、選挙管理委員会に備えてあります。

②この請求は、選挙の期日の告示される前でもすることができます。

③名簿登録地（瀬戸町）の選挙管理委員会から、選挙の告示があると不在者投票用紙等（不在者投票用封筒）（外封筒、内封筒）、投票用紙及び不在者投票証明書）が送付されて来ますから、それをもって、旅行滞在中の市町村選挙管理委員会へ出向いて不在者投票をすることができます。

（不在者投票証明書は、封筒に入って送付されて来ますが、この封筒は、開かないでそのまま不在者投票管理者に提出して下さい）。

2、仕事に従事中或いは旅行中の他市町村で不在者投票をする場合。

①宣誓書を添えて選挙人名簿登録地（瀬戸町）の選挙管理委員会に不在者投票用紙等の請求をして下さい。その際、不在者投票をする市町村名をあわせて申し立てて下さい。

（投票用紙等の送付先をはっきり記載して下さい）

②この請求は、選挙の期日の告示される前でもすることができます。

③名簿登録地（瀬戸町）の選挙管理委員会から、選挙の告示があると不在者投票用紙等（不在者投票用封筒）（外封筒、内封筒）、投票用紙及び不在者投票証明書）が送付されて来ますから、それをもって、旅行滞在中の市町村選挙管理委員会へ出向いて不在者投票をすることができます。

（不在者投票証明書は、封筒に入って送付されて来ますが、この封筒は、開かないでそのまま不在者投票管理者に提出して下さい）。

六月臨時町議会

全議案、原案どおり可決

昭和四十六年六月一日、第九十七回瀬戸町臨時議会が開催され、全議案を原案どおり可決されました。

議案は次のとおりです。

▽第二十号議案＝専決処分した事件の承認について

▽第二十一号議案＝投票管理者等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について

▽第二十二号議案＝議員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

▽第二十三号議案＝瀬戸町税条例の一部を改正する条例について

▽第二十四号議案＝瀬戸町国民健康保険税条例の一部改正する条例について

▽第二十五号議案＝工事請負契約について

▽第二十六号議案＝工事請負契約について

▽第二十七号議案＝監査委員の選任について

▽議第一号＝公有水面埋立法第三条の規定による議会の意見について

▽報告第一号＝繰越明許費繰越計算書の報告について

住宅建設資金

融資の開始お知らせ

本年度住宅を建てようとされる方に左記により住宅金融公庫では融資をすることになりましたから御利用希望の方はもよりの銀行にお申込み下さい。

住宅金融公庫貸付要綱

1、貸付対象者　自分で住むための住宅を必要とする方

2、収入金額　平均月収が当初償還金の6倍以上ある方

3、貸付の種類

①一般個人住宅

②農山、漁村住宅

4、申込受付期間　4月20日（火）～9月30日（木）まで。

ただし一般個人住宅で、穀物資金と土地資金を併せての貸付は6月19日（土）まで。

5、申込受付場所　住宅金融公庫業務取扱店または受付取扱店として表示した金融機関

6、選定方法　受付日順により選定する。

但し貸付予定数に達した時は締切日前でも打切る事がある。

7、貸付最高限度

①住宅（表のとおり）

区分	人間	村
	個人	漁業
木造	一般 48m²	80万円
組立	48	95
木造	農山 66m²	100万円
組立	66	110
耐火	山村 50	105
不燃	漁村 66	120

②土地

地域	貸付対象面積
市	一六五平方以下
町	三五万円
村	二〇万円

土地資金の貸付は、一般個人住宅で、土地区画整理事業施行地域区内の土地であって、昭和四十四年四月一日以降に購入したものであること。

8、貸付利率　年利率

5・5%。

9、返済期間　耐火構造35年以内

簡易耐火25年以内

その他18年以内

10、返済方法　元金均等制

試算表は毎月払い。

心身障害者扶養

共済制度の加入について

心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者の死亡後又は廃疾後の心身障害者に年金（年額二十四万円）を支給し、もって心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対して保護者のいだく不安の軽減を図る目的で扶養共済制度が昭和四十五年九月一日より実施されております。

この制度は「任意制度」であり掛金は月額とし、その掛金は末尾のとおりであります。

併し加入については制限があり、満四十五才以上の保護者は加入ができないことになっておりますが、制度が発足したばかりであり特典として昭和四十六年八月三十一日までの間は、六十五才未満の保護者は加入できることになっておりますので、該当される保護者はまだの方は、万一にそなえて今からでも加入しましょう。

加入資格は年令に制限なくどなたでも加入できます

掛金は、一人年額

一般が　三百六十円

中学生以下　二百五十円

不幸にして災害に遭った時の見舞金は

死亡　五十万円

六ヶ月以上の傷害十万円

三ヶ月以上　〃　五万円

一ヶ月以上　〃　二万円

七日以上　〃　五千円

共済期間は、昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日まで

申込み方法は、区長さんおよび申込用紙がありますから掛金をそえて申込んで下さい。

交通災害共済

加入のお奨め

町内の皆さん

町村交通災害共済に加入しましょう!!

いつ、どこでだれが交通事故にあうかわかりません

一、三十五才未満の者　千円

二、三十五才以上四十五才未満の者　千三百円

三、四十五才以上の者　千五百円

海洋汚染防止運動

昨年急激に一般世論をにぎわせた公害問題は、各分野の立法化という方法で解決への方向づけがなされてきましたが、海洋に於いても、海洋への廃棄物の排出がクローズアップされ、昨年臨時国会に於いて、海洋汚染防止法が成立しました。

◇船舶による廃油等の海洋投棄

この法律は船舶及び海洋施設から海洋に油及び廃棄物を排出することを規制するもので、海洋に油及び廃棄物を投棄する船舶又は、浮遊する大量の油を発見された方は、関係官庁である海上保安庁へ通報して下さい。

◇生活廃棄物の海洋投棄

生活廃棄物については各港とも相当量の海上投棄及び海上への流出が見うけられます。とくに最近ビニール製品等焼却処理の困難な化学製品が海上に浮流しています。

お互いに自覚し、きれいな海の確保に努力しましょう。

計量器検査受け

ハカリの目盛りを正確に

愛媛県知事が行う、計量器の定期検査が市以外の区域では三年に一回検査を受けねばなりません。どんな計量器でも最初の精度構造をながく維持することは不可能であるために、今回実施されます定期検査を受けその結果不良計量器は修繕するか廃棄をして、日常生活の安全と取引証明上における計量の信用制を目的とします。

次の要領で定期検査を行いますから時間厳守の上取引証明に使用する計量器は必ず受けて下さい。

一、検査日　昭和四十六年八月十一日

一、場所時間　瀬戸町中央公民館　午前九時～十二時

四ツ浜支所　午後一時～三時

一、検査を受けなければならない計量器

①はかり　②目盛ます

③従革面積計

大型はかり等で指定検査場へ持参できないものは事前に町役場又は、県計量検査所にご相談下さい。

社会教育の指針

瀬戸町教育委員会

住みよい豊かな郷土づくりのための地域開発計画は一般行政によって定められるが、そのために必要な人づくりの教育計画は、教育委員会によって計画されなければならない。物の生産を増し、豊かにする生産的（経済開発）たものばかりでなく、生活全般の向上を含める福祉（社会開発）との両面から町づくりが総合的に推進されなければならない。この豊かな町づくりは、町民参加の町づくりでなくてはならず、自覚、町民ひとりひとりが町の自治についての学習や実践活動の積み重ねの中から生まれてくるものであってこの郷土づくりの主体は町民性にめざめたひとりひとりが産業の近代化をはかり、生活環境の整備をはかり、所得の増大と福祉の向上をつくり出していくことである。

これらの計画を実施の過程で広い視野で考えることの出来る町民の育成がなされなければならない。ここに地域開発の中での社会教育の役割が明確化され、必然性が生まれてくるものと考えられる。

1、基本方針

生涯教育を進めるために家庭、学校、社会が一体となって総合社会教育を強力に推進する。

特に社会教育関係団体およびグループ育成をとおして学習の場と機会をつくり自町の地域に密着した学習実践の気運を高め、科学的な知識と技術を体得しか実践力をもつ人づくりにつとめ、健康で明るく豊かな生活の創造をはかる。

2、重点目標

①青少年の健全育成。

②社会道徳の高揚につとめる。

③健康増進

④健全な家庭づくり

3、重点施策

①青少年の健全育成につとめるための重点施策

イ、家庭教育の振興

ロ、健全な青少年を育成するため家庭教育を充実する。

ロ、少年の育成強化

受護班、子供会、少年団の育成指導をはかる

②社会道徳の高揚をはかるための重点施策

イ、公民館活動（人間性豊かな活動文化活動）

ロ、時間を守る運動

ハ、奉仕活動の推進

③健康増進をはかる重点施策

イ、保健安全教育の普及

ロ、体操の普及（自由な体操）

ハ、体育、レクリエーションの振興

④健全な家庭づくりをはかる重点施策

イ、学習活動の推進

ロ、健全な家庭づくりの啓発

ハ、生活の合理化

ニ、読書活動の強化

⑤青少年の環境をよくする運動実施月間！

昭和四十六年六月一日から六月三十日までの一カ月間。

離農給付金とは？

離農給付金は、農業従事者が農業を廃業するためにつくられたものです。支給の要件は農業従事者が五十五才以上の老令経営主や、五反以下の零細経営主などが離農に際して、その農地の全部を一定の要件のもとに処分した場合に支給されることになっています。

◇支給の要件

一、売り渡しをする農地の面積が三反以上である。

二、売り渡しの相手は農業者年金基金や、農地保有合理化法人又は、基金が特に認めた売り渡しをしたものに限る

◇給付金の額

五十五才以上で五反以上の農地は、長期低利で機械化大規模経営をめざす経営に売り渡されたものは三十五万円、それ以外の者には十五万円です。

基金等で買い取られた農地は、農業用に使用されます。

二ヶ月間で二六七件有り、申請数が三月、四月分数が非常に多くミスが有り送り返えされていますので訂正は町農業委員会に御連絡下さい。

自衛官募集

昭和四十六年度第一次二等陸海空士採用試験が左記のとおり実施されるべく通知がありましたのでお知らせします。

記

一、応募資格　十八才～二十五才未満の男子

①身分　特別職国家公務員

②待遇　衣食住付き、初任給月額二五、一〇〇円、賞与年三回

各種手当通勤費も支給します。

③特典　各種専門技術の免許取得の機会は豊富

二、試験期日

昭和四十六年六月三十日まで本人の希望する日時。

④試験場　入隊志望・入隊希望機関

三、受付・採用等

毎日受付、毎月入隊、受付は役場または自衛隊大阪分駐所へ

写、通学、通信教育等を受けることも出来ます。

「交通安全ニュース」

一、交通安全運動に協力された方々が表彰をうけました。

県交通安全協会長表彰

運転者　岩村利久氏

人命救助交通安全協会長表彰

交通安全指導員

阿部一正氏

団体　三机小学校自治会

一、八幡浜交通安全協会瀬戸支部が改組されました。

瀬戸警察官駐在所管内が瀬戸支部

支部長　河内和満氏

四ツ浜警察官駐在所管内が四ツ浜支部

支部長　山本政男氏

一、交通安全推進員として今回次の方が委嘱されました。

門田弥次郎氏

阿部一正氏

一、幼児を対象とした交通事故防止街頭指導

春の交通安全運動週間中町内四保育園が主体となって、幼児と保護者の交通道徳について、日頃の歩行状態を、その部落の人通りの多い場所と時間を選んでチェックして見ました。結果は、

幼児同伴者

①幼児の手を引かないで自由に歩かせている保護者　一二五人について

十二人

②保護者の手指、衣服等に幼児をつかまらせて歩いているもの　三十二人

③幼児の手首をしっかりと握って歩いている保護者　八十一人

無料行政相談

役所への苦情、意見承ります。

◇デキバキやってもらえない。

◇不親切なためにあった。

◇どうにかしてもらいたい。

◇こうすればよいと思う。など役所のことで苦情のある方は、どんな小さなことでも気軽にご相談下さい。親身になってお世話致します。

◎どんなことを相談するのか。

恩給、年金、登記、戸籍、保険、生活保護、環境衛生、農地、郵便、道路、交通安全、公営住宅、河川、公園その他一般行政。

◎保護者は幼児の右手首を握って歩きましょう。

◎車が通行するときは右側に止ってよけましょう。

公聴箱の設置について

土木行政、環境衛生、教育、公害等々、市広く町民のための行政を推進することについて、今迄は各部落の区長さん或いは、議員さんの陳情等により苦情又は情報をキャッチして処理していましたが、言葉に出さない人や或いは、遠隔地であるが為に手等を欠くことが行政面で多いのではないかと思われます。

これを未然に防ぎ、苦情や相談事を円滑に処理して町民の協力に資する行政を行う為に公聴箱を各部落（区）に一個づつ近々のうちに設置することになりました。どしどし御意見をお寄せ下さい。

また国鉄、バス、車売、公団、公庫、事業団等のことについての相談

◎どこへ相談するのか

瀬戸町に行政官庁及官から委嘱された行政相談員が置かれている。行政相談委員と、行政監察局とは互に連絡して仕事をしています。

◎どのような方法で相談するのか

直接口頭で申し出られるのがよいのですが、簡単なものは手紙等でもかまいません。

◎瀬戸町の行政相談委員は次の方です。

瀬戸町三机

藤　川　保

④その内危険な歩行状況

イ、保護者の左側（車道側）を幼児を歩かせているもの　人　人

ロ、左側通行をしているもの　三十三人

婚姻

四月分

五月分

出生

四月分

死亡

四月分

五月分

昭和46年4月末現在

世帯数	1,697
人口	5,503
男	2,548
女	2,955